



市 からの 連絡帳

税・年金

市税・国民健康保険料の休日納付相談窓口

時 4月15日(出)・16日(日)

午前9時～午後4時

場 ●市税…納税課(田無庁舎4階)

●国民健康保険料…保険年金課(田無庁舎2階)

※窓口は田無庁舎のみ

内 市税・国民健康保険料の納付および相談、納付書の再発行など

◆納税課 田 042-460-9832

◆保険年金課 田 042-460-9824

固定資産税の土地家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産税(土地・家屋)の納税者が所有する土地や家屋の評価が適正かどうかを、ほかの土地や家屋の価格との比較を通じて確認できます。

時 4月3日(月)～5月31日(水)

場 資産税課(田無庁舎4階)

※保谷庁舎では縦覧できません。

対 ①市内の土地・家屋の固定資産税納税者

②①の同居の親族の方

③①の委任を受けた方(要委任状)

④納税管理人

持 納税者本人であることを確認できるもの(運転免許証など顔写真入りの証明書、または5月1日(月)に発送予定の納税通知書)

※代理人の場合は委任状が必要

※固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3カ月以内に固定資産評価審査委員会に対して審査の申し出ができます。

※「固定資産名寄帳」は縦覧期間中、手数料が無料となります。

※平成22年度まで4月上旬に発送していた課税資産明細書は、平成23年度か

ら納税通知書の中に課税明細書として併せて載せています。これは課税されている土地・家屋を示しており、課税していない物件(道路など)は表示していません。

◆資産税課 田

042-460-9829・9830

国民年金の学生納付特例制度

20歳以上の方は、学生でも国民年金に加入し、保険料を納付する必要がありますが、学生納付特例を申請し、承認されると保険料の納付が猶予されます(承認後の納付は任意)。申請は毎年度必要です。

□前年度以前に学生納付特例承認済みの方 年金事務所から、はがきタイプの申請書が3月30日に順次発送されます。ご記入の上、返信すれば窓口での申請は不要です。※在学する学校に変更がある場合(大学院進学など)や在学予定期間の延長がある場合は再度窓口での申請が必要

□初めて学生納付特例を申請する方

対 次に該当する学生

●申請年度前年の本人所得が一定額以下の方

●学生納付特例対象校に在学している(た)方

※承認期間は年金の受給資格期間には含まれますが、年金受給額の計算には含まれません。

□申請

場 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(保谷庁舎1階)

持 学生証(コピー可。氏名・学校名・有効期限をコピー)または在学証明書

問 武蔵野年金事務所 0422-56-1411

◆保険年金課 田

042-460-9825

福祉

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請受付中

支給対象と思われる方に申請書をお送りしています。必要事項をご記入の上、ご返送ください。

□申請期限 6月30日(金)(消印有効)

◆臨時福祉給付金窓口

田 042-497-4976

障害福祉課窓口到手話通訳者を配置

4月から田無庁舎の配置日は第3金曜日に変更になりました。

両庁舎での手続き・相談などで必要な場合に手話通訳をご利用ください。

□平成29年度 手話通訳者配置日

各日午後1時～5時

保谷庁舎 第2水曜日	田無庁舎 第3金曜日
4月12日	4月21日
5月10日	5月19日
6月14日	6月16日
7月12日	7月21日
8月9日	8月18日
9月13日	9月15日
10月11日	10月20日
11月8日	11月17日
12月13日	12月15日
1月10日	1月19日
2月14日	2月16日
3月14日	3月16日

上記日程で手話通訳をご利用の方は、障害福祉課(両庁舎1階)窓口にお越しください。

※配置日以外にも手話通訳者などの派遣を行っています。詳細はお問い合わせください。

◆障害福祉課 保 042-438-4034

教育

就学援助費の申請受付

教育費にお困りの家庭へ学用品代などの学校で掛かる費用の一部を助成します。前年度に引き続き希望する方も再度申請してください。

□資格 ●保護者と児童・生徒が市内に在住 ●公立小・中学校に在学 ●平成28年の世帯の収入金額が生活保護法による基準額(家族構成により異なる)の1.5倍未満 ※火災や天災などに遭われた方はお問い合わせください。

□助成対象 学用品・通学用品費、新入学学用品費、修学旅行・移動教室・校外活動費、給食費、卒業記念品費、副教材費、学校病(虫歯・中耳炎など)の治療費

◆申請受付

時・場 ●4月10日(月)～28日(金)・教育企画課(保谷庁舎3階)

●4月17日(月)～21日(金)・田無庁舎1階

※郵送での受付不可

□必要書類 ①就学援助費申請書

●市内小・中学校在学者…4月初旬に学校で全員へ配布 ●市外小・中学校在学者…受付窓口で配布

②添付書類(いずれもコピー可)

●給与収入のある方…平成28年分源泉徴収票 ●自営収入のある方…所得税の納税証明書、確定申告控えなど ●そのほか収入のある方…昨年得た収入が証明できるもの ●アパートなどに居住の方…契約書など平成28年12月の家賃額が分かるもの

◆教育企画課 保

042-438-4071

くらし

定時チャイム放送時間変更

毎日放送している防災行政無線による定時チャイムの放送時間は、4月1日～9月30日の間、午後5時30分となります。

◆危機管理室 保

042-438-4010

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成

飼い主のいない猫に関する苦情・相談が寄せられています。これらは飼い猫が捨てられて繁殖したものです。

市ではこうした不幸な猫の数を減らし、問題や被害を防ぐため、不妊・去勢手術費用の一部を助成しています。

対 市内在住・在勤・在学の個人または団体で、市内に生息する飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせる方

□助成条件 ●市が指定する動物病院で手術を受けさせ、不妊・去勢済みであることが外見から判断できる措置(耳カット)に同意できる ●猫の餌場の清掃、ふん尿処理など、地域住民の理解を得られるよう努める

□助成額 ●不妊手術(雌)…1万円まで

●去勢手術(雄)…5,000円まで

※対象となるのは不妊・去勢手術のみで、そのほかの処置などは申請者の負担になります。

申 4月3日(月)から(申込順)

※予算に限りがありますので、事前に電話でご相談ください。

詳細は、市HPをご覧ください。

◆環境保全課

042-438-4042

平成29年度

介護報酬の改定および高額介護(予防)サービス費の限度額見直し

4月1日から、3年に1度の介護報酬の改定とは別に、介護人材の処遇改善のため月額1万円相当の介護職員処遇改善加算を拡充するための臨時の介護報酬の改定が実施され、全体で1.14%引き上げられます。介護サービスの種別や加算の区分により利用料への影響額が異なります。詳細は、ご利用の介護サービス事業者にお問い合わせください。

さい。

また、8月1日から高額介護(予防)サービス費の一般区分(住民税課税世帯)の限度額の引き上げを実施します。これにより高額介護(予防)サービスが減額される場合があります(一部時限措置あり)。

◆高齢者支援課 保

042-438-4030

□介護保険高額介護サービス費の「一般区分」の限度額の見直し(8月1日^{から})

区分	限度額(月額)	見直しの内容
生活保護の受給者 ^{など}	15,000円	-
住民税非課税世帯の世帯全員が対象となる年金収入額の合計が	老齢福祉年金受給者	24,600円(世帯)
	前年の合計所得金額と課税対象となる年金収入額の合計が80万円以下の方 ^{など}	15,000円(個人)
課税世帯の方	80万円を超える方 ^{など}	24,600円
一般区分	37,200円	44,400円 ※介護保険の負担割合が1割となる被保険者のみの世帯は、自己負担額の年間合計額が446,400円(37,200円×12カ月)となる(3年間の時限措置)
現役並み所得相当(※1)	44,400円	-

※1…同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、収入が単身世帯で383万円以上、2人以上世帯で520万円以上 ※給付を受けるためには申請が必要です。対象と思われる方には、市からご案内します。

児童扶養手当・特別児童扶養手当 4月分から手当額が改定

ひとり親家庭などの方に支給される児童扶養手当および中・重度の障害のある子どもを養育している方に支給される特別児童扶養手当(いずれも国制度)の額が、4月分から0.1%引き上げとなりました。◆子育て支援課 田 042-460-9840

◆改定後の額(月額)

対象児童	全部支給	一部支給		
		新	旧	
1人目 手当額	42,290	42,330	9,980～42,280	9,990～42,320
2人目 加算額	9,990	10,000	5,000～9,980	5,000～9,990
3人目以降(1人につき) 加算額	5,990	6,000	3,000～5,980	3,000～5,990

□特別児童扶養手当 単位:円

等級	1級(重度)		2級(中度)	
	新	旧	新	旧
手当額	51,450	51,500	34,270	34,300

※支給要件に該当し、まだ申請していない方は、子育て支援課(田無庁舎1階)で申請手続きをしてください。